

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のケガまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ(天災危険担保特約がセットされたE、F、G、Hタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても保険金をお支払いします。) 核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ 刑の執行によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートデスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用車による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動等によって生じたケガによる扶養不能状態*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態(天災危険担保特約がセットされたE、F、G、Hタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態についても保険金をお支払いします。) 核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガによる扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する刑の執行によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方または扶養していない場合
育児費用補償特約	あらかじめ指定された「保険の対象となる方の扶養者」が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。))または重度後遺障害が生じた場合(扶養不能状態)に保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことによる損害に対して、育児費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀嚼および言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動等によって生じたケガによる扶養不能状態*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態(天災危険担保特約がセットされたE、F、G、Hタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態についても保険金をお支払いします。) 核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガによる扶養不能状態 ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する刑の執行によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方または扶養していない場合 	
学業費用補償特約	あらかじめ指定された「保険の対象となる方の扶養者」が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。))または重度後遺障害が生じた場合(扶養不能状態)で、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、保険の対象となる方が支払対象期間中*1に学業費用*2を負担したときに、支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀嚼および言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 支払対象期間とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *2 授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動等によって生じたケガによる扶養不能状態 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガによる扶養不能状態*1 ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する刑の執行によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方または扶養していない場合 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。))の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 	
疾病による学業費用補償特約	あらかじめ指定された「保険の対象となる方の扶養者」が、保険期間中に病気により死亡された場合(扶養不能状態)で、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、保険の対象となる方が支払対象期間中*1に学業費用*2を負担したときに、支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 支払対象期間とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *2 授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> 戦争、内乱、暴動等によって発病した病気による扶養不能状態*1 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 核燃料物質の有害な特性等によって発病した病気による扶養不能状態*1 ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 扶養者に対する刑の執行によって発病した病気による扶養不能状態 扶養者に対する麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方または扶養していない場合 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。))の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 	

等
*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年*3を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。
*3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）</p>	<p>治療費用保険金</p> <p>中学生以上を対象とする契約のみセットすることができます。保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に日本国内で入院または通院した場合に、保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします（免責金額（自己負担額）はありません。）。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限り、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <p>①公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ②公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ③保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ④保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。）</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p> <p>*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p> <p>医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。</p>	<p>保険金をお支払いしない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガによる入院または通院*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・刑の執行によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が締結されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*2 <p>*1 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動セットされているため、テロ行為によって生じた病気やケガによる入院または通院は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年*3を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。</p>
<p>医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）</p>	<p>入院諸費用保険金</p> <p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に日本国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合に、その負担した費用の合計額から免責金額（自己負担額：5,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*1について、支払限度額（支払限度基礎日額に入院日数*2を乗じた額）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*1について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限り、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <p>①病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料 ②保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*3、交通費、寝具等の使用料 ③保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー*4の雇入費用（ホームヘルパー*4の紹介料および交通費を含みます。） (ア) 医師等が付添を必要と認めた期間 (イ) 家事従事者*5である保険の対象となる方が入院している期間 ④療養に必要な諸雑費*3 ⑤入院、転院、退院のために必要とした交通費 ⑥入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要な費用および生活療養における食事の提供である療養に必要な費用（標準負担額を除きます。）</p> <p>※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限り、その場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方が負担した上記①～⑥の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。） <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*2 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。</p> <p>*3 ②の親族付添費については1日につき4,100円、④の諸雑費については1日につき1,100円とします。</p> <p>*4 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。</p> <p>*5 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。</p>	<p>(医療費用補償特約治療費用保険金と同じ)</p>
	<p>先進医療費用保険金</p> <p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に日本国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合に、その負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*1または通院*2について、支払限度額（入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*1または通院*2について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限り、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <p>①先進医療に必要とする費用 ②先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費</p> <p>※先進医療費用のうち保険外併用療養費（保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。）を除きます。</p> <p>※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方が負担した上記①②の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。） <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*2 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします（免責金額（自己負担額）はありません。）。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>*個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故（訴訟が国内の裁判所に提起された場合等）を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>*東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。</p> <p>*1 保険の対象となる方が日本国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）</p> <p>以下のようなものは補償の対象となりません。 ・自動車・自転車、船舶等 ・携帯電話等 ・手形その他の有価証券等 ・設備・什器や商品・製品等 ・乗車券、通貨等 ・サーバード、ラジコン模型等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・動植物等の生物 ・貴金属、宝石、美術品等 等</p> <p>*2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円または保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。</p> <p>*3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したることによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。）*3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p><受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことにより起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かさ傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって受託品の機能に支障をきたさない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害</p> <p>*1 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p> <p>*3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。</p>
借家人賠償責任補償特約十借家人賠償責任補償	<p>国内の借入戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*借家人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」がセットされていませんので、示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借入戸室をいいます。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借入戸室の改築、増築、取りこし等の工事によって生じた損害 ・借入戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借入戸室を貸主に引き渡された後に発見された借入戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>*1 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
住宅内生活用財産特約十住宅外等追加補償特約	<p>国内での、保険の対象となる方が所有する家財の損害を補償します。損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超え、場合は保険年度ごと）に保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。</p> <p>また、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <p>以下のようなものは補償の対象となりません。 ・自動車、船舶等 ・携帯電話等 ・手形その他の有価証券等 ・設備・什器や商品・製品等 ・乗車券、通貨等 ・データやプログラム等の無体物 ・親族が居住する建物内に所在する家財 ・サーバード、ラジコン模型等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・動植物等の生物 ・貴金属、宝石、美術品等 等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かさ傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害</p> <p>*1 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのもので、お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額（自己負担額） 保険期間 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	—
<input type="checkbox"/> お子様（被保険者—保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種別Bに該当する方」に該当しないことを確認いたしましたか？ ※各区分「職種別AまたはB」に該当する職業例は下記のとおり。 <input type="checkbox"/> 職種別Aに該当する方：下記の職種別Bに該当しない方 <input type="checkbox"/> 職種別Bに該当する方：アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。※現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約がされているとき等、補償範囲が重複することがあります。